

大蔵委員会議録 第二十一号

昭和三十一年三月二十日(火曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事黒金 泰美君 理事小山 長規君

理事高見 三郎君 理事石村 英雄君

理事春日 一幸君

生田 宏一君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 川島正次郎君

木崎 茂男君 吉川 久衛君

杉浦 武雄君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 夏堀源三郎君

濱地 文平君 古川 文吉君

坊 秀男君 前田房之助君

山村新治郎君 有馬 輝武君

石山 權作君 平岡忠次郎君

横鏡 重吉君 横山 利秋君

石野 久男君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尙登君

出席政府委員

大蔵事務官(大臣官房長) 石原 周夫君

大蔵事務官(主計局次長) 原 純夫君

大蔵事務官(管財局長) 正示啓次郎君

大蔵事務官(銀行局長) 東條 猛猪君

大蔵事務官(為替局長) 石田 正君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

三月十六日

委員有馬英治君、安藤覺君、生田宏一君、白井莊一君、二階堂進君、濱地文平君及び山本猛夫君辞任につ

き、その補欠として志賀健次郎君、坊秀男君、仲川房次郎君、大島秀一君、福田越夫君、小西寅松君及び遠藤三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員大島秀一君、志賀健次郎君及び仲川房次郎君辞任につき、その補欠として山村新治郎君、有馬英治君及び生田宏一君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山本勝市君辞任につき、その補欠として田中久雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中久雄君辞任につき、その補欠として山本勝市君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員淺香忠雄君、遠藤三郎君及び福田越夫君辞任につき、その補欠として濱地文平君、重政誠之君及び木崎茂男君が議長の指名で委員に選任された。

同日 理事有馬英治君同月十六日委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

三月十六日 国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

金融制度調査会設置法案(内閣提出第七六号)

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第一九号)

閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

印刷事業に関する件

○松原委員長 これより會議を開きます。

理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。理事であります有馬英治君が去る十六日委員を一たん辞任いたしましたことがありますので、理事が一名欠員となっております。この際理事の補欠選任を行いたいと存じますが、その方法は、先例によりまして委員長において御指名いたすに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって委員長におきましては、理事に有馬英治君を再び御指名いたします。

○松原委員長 この際御報告いたしました。当委員会において予備審査中でありました国有財産法の一部を改正する法律案につきましては、去る十六日参議院において可決され、同日日本院に送

付されて当委員会に本付託となりましたので、御報告いたしておきます。

○松原委員長 次に、金融制度調査会設置法案、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案、閉鎖機関令の一部を改正する法律案及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題として、質疑を続行いたします。夏堀源三郎君。

○夏堀委員 国際金融、国内金融、海外投資、こうした問題について若干質疑を行ないます。与党として質問することを遠慮をしておりましたけれども、事重大な問題でありますので、簡単に質疑の形で、建設的意見も加えてこれから申し上げてみます。

きよりの新聞に発表になっております世界移民問題、これは、私もう一カ月前からこのことを考えて、大蔵大臣にもいつかそういふふうなことを申し上げたことがあります。ダレス長官がお見えになるといふので、政府にその要領を意見書として提出しておきました。たまたまそれは政府の意見と私の意見と合致したことであるかもしれませんが、私の意見通りになることが新聞に発表になっておりました。世界銀行の、そして国連の関連において、世界を対象とした移民政策を行わなければならない、こういうことを理由を付けて意見書を提出しておいたのであります。その通り、ダレス長官に何か意見を出したということがきよ新聞に

書いてありましたので、私は喜んでおります。

そこで、現在日本は、貿易によってどうか外貨が獲得されて、順調にいつているように見えますけれども、これは世界の、特にアメリカの景気に乗って、日本もこうした恵まれた境遇にあるというところは、その通りであらうと思つて、しかし、十年先に日本の経済は一体どうなるであらうか、このことについて、非常に私は心配なのであります。平和、原子力という問題が大きく発展され、後進諸国に設備の充実が行われ、資源のたくさんある国がその設備によって自給自足が行われる、そうした場合に、日本の経済は、現在のように貿易によって立つて、ということが果してできるかどうか、こういうことに対して非常に憂慮せざるを得ないのであります。まあ、こういふ大きな問題は、現在は幾らかよいようであるけれども、十年後あるいは二十年後には、一億あるいは一億以上の人口になつた際のことを今日から考えておくことは、必要ではないかと考えられますので、この点に対して、大蔵大臣はどのようなお考えを持っておられますか、簡単によろしゅうございませうから、御意見の発表を願いたいと思つております。

○一萬田國務大臣 御指摘の点につきましては、まず一つは、人口問題に取り組まなければなりません。他方また、増していく人口に対して、移民等を考えていかなければならぬ、これに適切な施策をしなければならぬこと

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十号 昭和三十一年三月二十日

は、これは言うまでもありません。私の直接の関係はいたしまして、貿易の点について申し上げれば、私は、どうしても日本は今日の国柄で——と申しますのは、国の諸条件から申しまして、貿易に依存していかなくてはならぬ、かように考えておるのであります。そして世界平和といふものはどここの国もこいねがっており、今日のいろいろな兵器の進歩といふは、大へんな兵器ができておるといふようなことから考えても、私は、世界平和といふものはだんだんと確立していくという希望、あるいは期待を十分持ち得ると考えておるのであります。なぜ貿易に依存するかとすれば、今日日本の国だけではどうしても人口を養っていくけない。第一米にしても、むろん国内資源の開発といふことがありますが、なかなかこれは急速にいくものではないのであります。どうかして人口の所要する分だけでもこれを補っていくというのも、大へんなことです。今日の不足分は、依然として私は輸入に仰がなくてはならぬ状況ではなからるか。今後ここの点に一そう努めなければなりません。見通しとしては、そういうことではあります。その他、たとえば軽工業にいたしても、重工業にいたしても、原料といふものはほとんど輸入に仰がなければならぬ。従って、この国の生産条件である限りにおきましては、私はやはり貿易によらなければならぬ、それが今言った国際情勢から可能である、ここの点に考慮しておるわけでありまして。

○夏堀委員 お説の通りであります。ただ私の心配することは、貿易に重点

を置いてやる政策は、今後十年、二十年後において、後進国が設備が充実し、しかも資源がどっさりあるから、日本の貿易は現在よりもっと退歩するのではないか、これを心配するのでお伺いした次第であります。

しかしそれに対する見直しは、なお貿易によってやらなければならぬといふことはわかりましたが、しからば貿易をやる、あるいは海外投資をやる、ここの方法に対して、特に海外投資の面において、将来の貿易に関連することでありまして、大蔵大臣は何か具体的な御構想がございましたらばお伺いしたいと思います。

○一萬田国務大臣 若干補足いたしました。貿易に依存しなければならぬ。ところが今後十年、またその先を考へる場合に、後進諸国がいろいろと工業化してくる場合において、日本の貿易といふものは一体どうなるのかという御心配が一つあったようでありまして、むろん私は、そういうふうな状況で、安易に日本の貿易が拡大していき得ると考えておりません。おりません。しかしやはり私が希望の持てる点には、非常に未開発の地域が広大で、これは相当大きな資源もありません。それから人口自体も非常に大きい。従いまして、ここの点に注意して、ここの点を向上してやる。ここの点に注意すれば、物資に対する需要は大きなものになるのであります。ただその現地で供給し得るといふのは、とどまらぬ、日本の産業あるいは製品が十分ここの方面に伸びる余地がある、私はかように考えておるのであります。むろん樂觀はいたしません。が、そういうふうなことを考えて対処

していく。従って、さらに今の具体的な御質問の海外投資ということになるのであります。私は、そういう状況下において、日本の経済力が許せば、海外投資をやるべきだといふ考えを持っておりまして。ただいかんせん、戦争によって非常な荒廢に陥り、自身自立といふことも十分ではない、そこに持つてきて、賠償は今後具体的に払っていかねばならぬ、増大する人口も考へる等々して、今の当面の悩みであります。それで考へておられますことは、できるだけここの点に注意して海外投資について、日本も積極性を持つていってよろしいが、しかし力の制約がある。それで今日の世界平和といふものは、一國のよく期待し得るところでもないし、世界は互いに無相助け合ふといふのが、私は本筋に思ふのであります。従って、アメリカ等の裕福な国にこの資金を東南アジア諸国に十分回してもらって、日本の工業力、技術等をこれと相率進させるといふ行き方が、最も適切ではなからるかという考へで、そういう方向にできるだけの力をいたしておるわけでありまして。

○松原委員長 議事進行について、発言を求められておりますので、これを許します。春日委員。

○春日委員 衆議院規則第六六条によりますと、その定数を欠くに至った場合、委員長は休職を宣告し、もしくは散会しなければならぬことが規定されておるのであります。従いまして、この際委員長は、第六六条に基きまして、適法の処置をとられることを望みます。

○松原委員長 ただいま敷えましたら、十五名ですが、一つでできるだけ招集してきて下さい。

午後十一時十分休憩
午前十一時十分休憩
午後十一時十五分開議
○松原委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○夏堀委員 ただいま私の質問に対して、何か遠慮をせよといふ御意見もあり、また社会党の方からいろいろ御意見があるから、私はきょうはこれで質疑をいたしません。社会党の方にお願いいたします。

○石野委員 大臣にお尋ねします。金融制度調査会設置法案の提案理由の説明の中に「市中銀行の日本銀行依存の状況も改まるなど、正常化の進展を見ました」といふことを言われております。この法案を制定するに当って、種々新しい問題が現われてきたという意味の問題はどういう問題なのか、この点を一つお伺いしたい。

○一萬田国務大臣 御承知のように、金融情勢が正常化したとして参りまして、市中銀行の日本銀行依存がほとんどなくなった、今後においては、ただ季節的に日本銀行の資金を使う、ここの点に注意すると思つておるわけでありまして、従来のように、日本銀行が貸し出しを締めたり、あるいはまた金利の操作によって金融に調整を加えるという機能が全然ないとはいえない

が、非常に之しくなります。従いまして資金がだぶつく、言いかえれば、インフレ的な傾向を金融面から持つ場合に、これを調整するのに新しい考え方が要る、ごく具体的に言えば、これは支払い準備金制度といふような制度を新しく創設するような事態が起つておると、ここの点に注意しておるわけでありまして。

○石野委員 ただいまの大臣のお話によると、今の日本の情勢のもとでは、いわゆる急激なインフレの危険がある、そういうような新しい情勢が出てきたわけでございますか。

○一萬田国務大臣 インフレの危険が現われたといふのは、毛頭ありません。中央銀行の流通通貨の量を調節するその道具といふは、機能が今度は違つた方向に向く、ここの点に注意しておるわけでありまして。

○石野委員 流通通貨を調整するといふ機能が、日銀でそういうことをする情勢でなくなる、そういう新しい状況が出てきた、この金融調査会というものの設定されるという意味の中に、政府を一応調査させようといふようなことか、その点について一つお答え願いたい。

から市中銀行法も、やはり考え直して
みなくてはならぬと思ふのでありま
す。さらにまた、たとえば金利とい
ふようなものについても、今日では臨時
資金調整法というふうな法律によりま
して金利をきめる、こういうことにな
つておられますが、こういうふうなの
も、やはり今後において再検討する必
要がある。それから、これは金融三法
の改正ということになります。さら
に金融制度自体についてどういふ
等のあるべきか。さらにまた、証券市場
かなければならぬといふふうなこと
が、今最も大きな問題であらうと思
ておられます。

○石野委員 ただいまこの調査会設定
についての政府のお考えの中に、日
銀法の改正、あるいは市中銀行法の改
正等のごとくありましたが、そのうち
日銀法の改正ということの中で、これ
は特に戦時状態のものとの立法であつ
て、今では非常にそぐわないものがあ
るからということですが、この調査会
に命じて政府が意図する方向の調査問
題点というものは、まず何であるかと
いうことが一つ。それから市中銀行法
の改正という問題は、大体支払い準備
制度の設定というふうなことを意味し
ているものと思ひますが、大体そい
うことなかどうか、その二つの点
をお聞かせ願ひたい。

○一萬田国務大臣 日本銀行法を今後
どういふふうによつていくか、これ
は、金融制度調査会に一つ御審議を
願つて考えていただく。それから市中銀
行法の方の改正について、ただいま支
払い準備制度といふことを言われまし
たが、これも当然委員会でお取り上げに

なると思ひます。しかし、さらにまた
今日の市中銀行のあり方、たとえば具
体的問題については、貸出先に対
しての貸出限度、あるいは特定の法
人、個人に対して無制限に貸すのは適
当か、どういふ程度を貸すのがいいか
というふうなことが今問題になつてお
りますが、そういうふうなこともおそ
らく取り上げられると思ひますので、
それらは金融制度調査会の御審議に待
ちたい、かように考えておられます。

○石野委員 調査会を設定するのだか
ら、そこでいろいろの問題を審議して
もらふつもりでありませうけれど
も、今ここでいろいろ調査会をあらた
めて設置されるのは、政府はやはり問
題点があるからだとは私は理解しま
し、またそいふことも先ほどおつ
しやられました。そこで日銀法の改正
という問題について、政府として今一
番調査会に検討してもらいたい点はど
ういふ点であるかといふことを、こ
で一応明確にお話しを願ひたい。

○一萬田国務大臣 御承知のように、
ただいま申し上げました金融に關する
三法は、いわゆる旧日本——と言いま
す悪いのですが、戦前のあるいは戦時中
の立法で、客観的条件が全く違ひ、また
もの考え方とも違ひるのであります。従
いまして、そいふ新しい諸条件に
適應するような立法にしたいといふの
が眼目であるのであります。まあそれ
につれましてどういふことをする、こ
ういふことをするといふいろいろな具
体的な問題がここに現われて参ります
が、それは、やはり私は調査会にまか
していきたい、かように考えておるの
であります。

○石野委員 調査会にまかすといふよ
うなことだけでは、やはりこの法案の
提案をなされる意味も私たちがなか
理解しにくいのです。その市中銀行法
の改正に伴つて、支払い準備制度の創
設の問題を一応考えておられるわけ
ですけれども、日銀法の改正もまたそれ
に關連するものを多分に含んでおるも
のといふふうにも思ひますし、またそれ
が主たる指向点であらう、かように考
へますが、そいふふうには理解してよ
ろしゅうございますか。

○一萬田国務大臣 これは私の考えで
は、中央銀行といふものの中立性とい
いますか、そいふふうなものがない
に確保されるか、同時にそいふ中立
性を持つて、国の考えておることに
適應して中央銀行といふものが運営さ
れるには、一体どういふふうな機構で
なければならぬかと、いろいろ具
体的な問題があると思ひます。ごく端的
にいえば、今日アメリカの考え方を入
れましてポリシー・ボード、いわゆる
日本銀行の政策をきめる委員会があり
ます。こいふものが適當であるかど
うかといふふうなことも、これはやは
り取り上げて考えてみなければなら
ぬ。なぜかといふと、アメリカでは中
央銀行が十二もありました。これが意思
を何らか統一する、あるいは方向をき
める一つの機関が要することは明白であ
ります。日本では中央銀行が一つで
あります。そいふと、やはり中央銀
行のボードといふものがどうあるべき
かといふ問題もある、屋上屋を架する
ような仕組みが必要であるかどうか、
こいふ点が、私今どうするといふの
ではありませんが、やはり十分考究い

たしたい、こいふふうには考えておる
のであります。

○石野委員 日銀政策委員会の存続の
問題等も、この中で非常に重大な問題
だといふふうには感ずられておる、そ
ういふこともあらうかと思ひます。私
は、やはり支払い準備制度の設定が今
きわめて必要だといふふうには理解され
る。日本の経済構造やあるいは財政、
あるいは経済の問題等から考えて、特
にその支払い準備制度をここで必要と
しなければならぬ意味——支払い準
備制度といふのは、本来の考え方から
すれば、これは預金者保護の建前に
立つておるものである。しかし最近で
はそいふでなくて、むしろこの中で、い
ゆる金融操作の問題が非常に重要な問
題になつてきておるようによつて考へ
ます。

政府が今その支払い準備制度を、特に
この市中銀行法で考へるなら、問題点
はどういふ点にあるのか、これを一つ
説明していただきたい。

○一萬田国務大臣 私の考えでは、こ
の支払い準備制度といふのは、御承知
のように民間の蓄積資金が豊富にな
りまして、これが勝手に流通市場に出
てくる、こいふ場合に、中央銀行に
ある一定の率で預けさせる、こいふ
ことである。むしろ中央銀行に預
金勘定を置くのですから、その限りに
おいては預金者保護になります。し
かし、そいふことをおこなふ目的とす
べきものでもなからうと思ひます。こ
れは主として流通資金量の
中央銀行の調節機能、こいふふう
に考へるのが正しいと思ひます。むしろ
中央銀行の流通資金量の調節について
は、いろいろあります。金利の問題も
あるし、いわゆるマーケット・オペ

レーションもありますが、資金量が豊
富な場合における調節機能としては、
マーケット・オペレーションである。
これをやるには、同時に金利体系とい
ふものがやはり秩序を保つて、りつぱな
適正なものが確立されておらないとな
かなか容易でない、こいふふうには考
えておるのであります。今後金融市場
が正常化を保つていくには、資金量
がふえる、金利も下つていく、そい
ふ金利間の關係が秩序を保つ、たと
えば国債、地方債、貸付金利、これら
が一定の秩序を保つていく、こいふ
うな段階、そこに短期証券といふもの
が現われて、この短期証券も主として
資金量を調節するために市場に売り出
す、こいふふうなことがあるのであり
ます。こいふふうなことがあつては
が、どうも私は、そいふふうな行き方
において必ずしも十分ではないのじや
ないか、場合によつては、中央銀行に
預け入れをさせるといふ行き方がむしろ
適切であるといふふうによつて考へ、そ
うして支払い準備制度は今後日本にどう
しても導入する必要があると思ひます
から、私は早目にこいふふうな作
りをして、必要があればいつでも
これを実行に移し得るといふふうな態
勢を整えておくのがよからうと思ひ
おるわけでありませう。

○石野委員 今、金融操作の問題につ
いては、少くとも準備制度を確立する
ことによつて金融の円滑化をはかりた
い、またそいふふうな必要性が出て
きておる時期だ、こいふふうなお話
でした。さきに自民党の政策小委員の
高橋氏が、自民党は財政金融の一体化
政策として、今度の調査会法案、特に
支払い準備制度の問題を取り上げるん

たしたい、こいふふうには考えておる
のであります。

だといふようなことを言つたことがございませうが、政府も大体そういうふうな考え方でございませうか。

○一萬田国務大臣 一國の金融制度全体を考慮に入れて考えていくことは、これはもう申すまでもありません。しかし当面の財政と金融との一体化の運営というふうな意味合いの具体的な問題については、むしろ資金委員会にいろいろと相談をしていくのがよろうかと考えておるわけでありませう。

○石野委員 この金融制度調査会設置法というものができました場合に、資金委員会というものはやはり依然として存在するのですか。残すつもりですか。

○一萬田国務大臣 これは、私はむしろ残ると思つております。金融制度調査会は、根本的な日本の金融制度自体をどうするかという問題を考へていく。それから資金委員会は、当面の資金運用についての基本方針を考へていく。これは全く違つた使命を持つております。

○石野委員 資金委員会が依然として残るといふ問題と関連して、さきに日銀法の改正の中で、資金委員会の存続なり日銀の政策委員会の存続の問題については疑義を持つてゐるという話でした。そういうことの問題、いわゆる屋上屋を架するといふ問題が、この資金委員会の問題と、日銀の政策委員会の問題との関連性において、同様な意味にとれるような気がするのです。やはり日銀の政策委員会というものをやめたいという意向がある場合に、この金融制度調査会の設置がなされたときには、資金委員会との問題を特にまたさ

ここで重要視して考へなければならぬといふ問題が出てくるのじゃないだろうか、どうだろうかという疑義を持つてゐるのですが、そういう点、どういふふうにお考えでしょうか。

○一萬田国務大臣 日本銀行の政策委員会は、日本銀行の意思決定の最高機関、会社で言えば重役会に当る、日本銀行の意思をきめる最高機関であります。資金委員会はそうではないのであります。大蔵大臣として、たとえば資金の蓄積についてはどういふふうな方針をとつたらよいかとか、金融一般について大蔵大臣の相談相手をするのが資金委員会、諮問機関であります。

○石野委員 今、資金委員会と日銀の政策委員会との問題が、相違がはつきりしておるといふお話があつたのであります。実際日銀といふのは中央銀行で、むしろ金融操作の問題などは、非常に重要な位置において操作しなければならぬ機能を持つておるものと思ひます。しかも日銀は、常に政府との連係の中でそういうことをやつておるものと思へる。それで私は、今の蔵相の説明についてはまだ若干の疑義を残しておきます。ここであらためて一度聞いておきますが、日本銀行法の改正といひますか、三法改正についての問題点として、政府はやはり政策委員会の廃止といふことについて相当重要視し、またその問題をこの調査委員会に付託しようといふ意向を持つておるものと理解してよろしうございませうか。

○一萬田国務大臣 日本銀行の政策委員会を廃止するといふ意向を持つてゐるといふのは行き過ぎであります。日

本銀行の意思を最終的に決定するその最高機関がどうあるべきか、どういふものがいいのかわからないことを考へてもらう。それで、政策委員会はいいという結論が出れば、それもいいでしょう。それがどうあるべきかを考へてもらおうといふことなんです。

○石野委員 きわめて巧妙に答弁を逃げられておられますけれども、やはり政府の意向するところは、その問題点を追及するといふことにあると思ひます。しかもまた、従来たびたびこういふ委員会を作つても、なかなか政府がその答申をまともに受けて政策の上にならぬといふことなどを考へますと、この調査会設置の意図といふものが、なかなか政府の言ひようにはまな仕事ができるものじゃないかと私は思ふのです。しかし一応そのことは聞いておきます。

そこで、私はもう一つ、先ほどの問題点についてお聞きしておきたいのですが、支払い準備制度といふものを考へます場合に、当然やはり日銀の中央銀行としての機能が、この問題との関連性の中で重要であると思ひます。先ほども言つたように、日銀の政策委員会が持つ機能の重要性と、この準備制度の設定された後における日銀の持つ重要性との問題は、相関連してゐるものであつて、しかも私どもの考へでは、この支払い準備制度ができたときに、その準備資金として持つものの中で、果してこの前の委員会るときに大蔵大臣が言つたように、現金だけでその準備制度をするか、あるいはまた、そこに公債を認めるかといふ問題がきわめて重要になつて参ります。それからまた、そういう準備制度をした

ときに、その準備率の決定について、その決定権をだれが持つかといふことなんかもきわめて重要であります。政府としては、この問題についてどういふふうな考へであるか、決定権などは、政府としては持たない方がいいといふように考へておるのかどうか、この点を一つはつきり御説明を願ひます。

○一萬田国務大臣 一つの点の、支払い準備制度ができた場合に、中央銀行たる日本銀行と非常な関係を持つてくる、これは申すまでもありません。それ自体が日本銀行の流通通貨量を調節する機能になるのでありますから、これは重大な関係といふ以上のものであると申すのであります。それからさういふ支払い準備制度に預金——いわゆる預金勘定以外に、その預金でさらに国債を持つたかどうか、さういふふうな御質問であります。私の今の考へでは、支払い準備制度の本質といふものは、さういふ有価証券を持つ制度ではないのです。言いかえれば、流通通貨の量を調整する機能ですから、同時に流通するであろう資金を中央銀行に預金させるという制度であります。従ひまして、有価証券といふ考へ方は、少くとも第一次的には入りませぬ。

それからもう一つの準備率をどうするか。これは、私は今ここでこれこれ言つてもいいのであります。この調査会で十分審議してもらわなければならぬポイントであります。しかし、總じてこの準備制度自体が、また日本の全体の金融情勢を大きく規正するといふ点は、やはり見のがしてはならぬのであります。これは、政府と

してもまた重大なる関心を持ちます。従ひまして、一つの考へとして、準備率は大蔵大臣がこれをきめる、しかし、それには幅を持つておる、ある一定の幅の範囲内において中央銀行が適切な操作をする、さういふふうな考へを考へておるのかどうか、これらについては今後十分な検討を加へたい、かように考へております。

○石野委員 この支払い準備率の問題について、その準備率の決定権を政府が持つといふことは、これは非常に重大だと思ふんです。日銀当局の方でも、この準備率の変更などについては、あくまでも日銀が持つておるべきであるといふ考へ方が非常に強く出ておるようによつておられます。もし政府がさういふふうな準備率の決定などをなさいますと、この問題は必然的に日銀の金融の中立性といふ問題に觸れて、日銀の自主性といふものがその点からくずれていくんじゃないかと考へるが、その点について大蔵大臣の見解はどうですか。

○一萬田国務大臣 準備率の点につきましては、先ほど申しましたように、たださういふふうな考へ方もさういふふうな考へ方も、これはまた同時に申し上げたんですが、これはまた同時に申し上げましたように、審議会で十分御検討を願ひ。あくまでもこれを全部中央銀行の権限にするのがいいといふことになれば、それもいいであらう。さういふものはほんとにすなわち、客観的に真実性に基いて決定せられればいい、私はかように考へております。

○石野委員 その問題は審議会にかけらぬから、それはそれでいいんで

らぬから、それはそれでいいんで

す。政府の見解はそうだとすることがわかった。けれども、そういうことをしますと、先ほど政府は、なるべく国債は準備制度の中で持たせないようにしたい、現金でやるのだということを言ったけれども、実は高橋衛参議院議員も言っているように、財政と金融の一体化政策をこの中で実現していきたいというこの意味、それから今の支払い準備率の操作変更権というものを政府が持つということ、そういうよりなことをからみ合せて考えていくんだという、これは多分に政府与党の意向を金融界に積極的に反映させるという意向がこへ出てくるものと考へざるを得ない。この事柄は、今日の財政の規模の中から必然的に出てくることであるし、隠すことのできない問題であると思ひます。そういう結論として、それでは日本におけるところの、たとえば日銀の機能というものは、その自主性を確保できるかどうか、金融の中立性がそこで確保できているかどうかという問題を私は聞いている。蔵相はそれに対してどういう見解を持っておるかというのを聞いています。

○一萬田国務大臣 支払い準備制度と国債の問題は、これは別個の問題です。国債を發行するかせぬかは、一に財政的見地、税収のいわゆる通常歳入で歳出がまかなえぬ場合に、国債に財源を求めるか求めぬかという問題でありまして、支払い準備制度から当然国債という問題が起ってくるものではごうもありません。むしろ私は、支払い準備制度について考へねばならぬ点があるとして、これは政府との関係ではなくて、市中銀行が無利息預金を日本銀行に預けなければなりませんから、一方金利は下る、そうすると銀行の経理は一体どうなるであらうかという点から、私はむしろ考へていかなければならぬ点があるだろう、かように考へておられます。

○石野委員 公債を發行するかしんかという問題とは、一応直接には関係はないのです。しかし財源の調達のために、国債あるいは公債を發行しますと、その公債は当然市中銀行にやはり背負わすことになってくる。そういう問題と、いわゆる準備率変更権を政府が握って、しかもその上に今度は日銀の政策委員会を廢止する——その機能あるいは権限を縮小する、廢止というところまでいかなければ、機能権限を縮小する、こういう態勢は三位一体となつて、これは必然的に日銀の自主性というものをなくしていくことなんです。金融の中立性をくずしていくことになると思ひますが、蔵相はそれに対してどうだと思ひます。

○一萬田国務大臣 それは、なるほどそういうふうにお考へになれば、いかにもそういうふうになるかのように考へられるのでありますが、それは、私に言わせれば思い過ぎなんです。なぜかといいますと、第一に、政策委員会がなくれば中央銀行の中立性がなくなると思ひます。問題が、中央銀行の中立性を保たせるためには、どういうふうにするのがいいかというのでなくて、今の政策委員会というものでなくて、今のぬのか、あるいはそのほかにあるのか。それは、世界において中央銀行はどの国にもあるのですけれども、こゝろの中央銀行のあるアメリカには、限られておる。イギリスにしてもどこの国にしてもそういうものがなくして、なおかつ中立性を保ち得ておるといふ点を頭にに入れてほしい。一つのものにとらわれる必要はない。そういうものは、中立性が無視されると思ひます。それから支払い準備制度というものは、公債を持たせるために作ると思はれるが、そういう種類のものではない。むしろ将来における財源として、公債發行がよろしいというときがあるかもしれない。あつた場合は、公債を發行した後に市場資金量が一体どうなるかという問題で、支払い準備制度が活用できるのです。そこで金をすくい上げて、その上に持たせようということ、金融のテクニクからいってもあり得ないと思ひます。

○春日委員 ただいまの石野君の質問に対する大臣の御答弁の中で、日銀政策委員会がいかにあるべきかという事を検討してもらおうのが、今度の調査会の任務の一つであると言われております。そうしますと、日銀政策委員会は、現在現実に存在する委員会であり、ところがこれを考へ直してみたいというところについては、現行の制度の中において何がしかの行き過ぎか、あるいは足らざるものか、あるいは中央銀行としての意思決定機関として何らか考へ直さなければならぬところの要素がなければならぬと思ひます。そのほかのものであるならば、いかにあるべきかというのをさらに考へ直す必要性は生じてこないと思ひます。そこで、今の石野君の質問に対して、日銀政策委員会がいかにあるべきかということ、この調査会において検討をお願いするのだということでありまして、現在日銀政策委員会によって意思決定をされておられます過程の中において、いかなる事柄が疑義として発生をいたしておるのか、この点について大臣から御答弁をお願いしたい。これが第一点であります。

それから他の一点は、ただいま銀行の支払い準備金を日銀に預託するこの支払い準備制度について、第一次的に公債あるいは有価証券は考へられないというところでございました。ところがあなたが語るに落ちられたところ、第一次的には、できるだけ現金によつて流通通貨の調節を行なつていくという任務をここにゆだねたいというおられる。ところが第二次的には、あなたがおっしゃつた通り、財政と金融との一体の立場において、公債を發行するといふ政策決定が行われ、この公債の消化をいかにするかという問題が発生したときに、初めていろいろと個々との間に操作をしていくのだということを言っておられました。そうすれば当然考へられることは、日銀に預託されております現金を、現金にかかわるところの有価証券、公債ならばいいというところが自然発生的にここから生れてくる。先般私があなたにお伺いしたときには、第一次的だとか第二次的だとかいふような言葉ではなくして、支払い準備制度は現金に限る。有価証券、公債、こんなことは全然考へておりませんという御答弁がありました。ところが、今日の石野君に対する御答弁によりまして、第一次的には現金だと考へ

ら、一方金利は下る、そうすると銀行の経理は一体どうなるであらうかという点から、私はむしろ考へていかなければならぬ点があるだろう、かように考へておられます。

○石野委員 公債を發行するかしんかという問題とは、一応直接には関係はないのです。しかし財源の調達のために、国債あるいは公債を發行しますと、その公債は当然市中銀行にやはり背負わすことになってくる。そういう問題と、いわゆる準備率変更権を政府が握って、しかもその上に今度は日銀の政策委員会を廢止する——その機能あるいは権限を縮小する、廢止というところまでいかなければ、機能権限を縮小する、こういう態勢は三位一体となつて、これは必然的に日銀の自主性というものをなくしていくことなんです。金融の中立性をくずしていくことになると思ひますが、蔵相はそれに対してどうだと思ひます。

○一萬田国務大臣 それは、なるほどそういうふうにお考へになれば、いかにもそういうふうになるかのように考へられるのでありますが、それは、私に言わせれば思い過ぎなんです。なぜかといいますと、第一に、政策委員会がなくれば中央銀行の中立性がなくなると思ひます。問題が、中央銀行の中立性を保たせるためには、どういうふうにするのがいいかというのでなくて、今の政策委員会というものでなくて、今のぬのか、あるいはそのほかにあるのか。それは、世界において中央銀行はどの国にもあるのですけれども、こゝろの中央銀行のあるアメリカには、限られておる。イギリスにしてもどこの国にしてもそういうものがなくして、なおかつ中立性を保ち得ておるといふ点を頭にに入れてほしい。一つのものにとらわれる必要はない。そういうものは、中立性が無視されると思ひます。それから支払い準備制度というものは、公債を持たせるために作ると思はれるが、そういう種類のものではない。むしろ将来における財源として、公債發行がよろしいというときがあるかもしれない。あつた場合は、公債を發行した後に市場資金量が一体どうなるかという問題で、支払い準備制度が活用できるのです。そこで金をすくい上げて、その上に持たせようということ、金融のテクニクからいってもあり得ないと思ひます。

○春日委員 ただいまの石野君の質問に対する大臣の御答弁の中で、日銀政策委員会がいかにあるべきかという事を検討してもらおうのが、今度の調査会の任務の一つであると言われております。そうしますと、日銀政策委員会は、現在現実に存在する委員会であり、ところがこれを考へ直してみたいというところについては、現行の制度の中において何がしかの行き過ぎか、あるいは足らざるものか、あるいは中央銀行としての意思決定機関として何らか考へ直さなければならぬところの要素がなければならぬと思ひます。そのほかのものであるならば、いかにあるべきかというのをさらに考へ直す必要性は生じてこないと思ひます。そこで、今の石野君の質問に対して、日銀政策委員会がいかにあるべきかということ、この調査会において検討をお願いするのだということでありまして、現在日銀政策委員会によって意思決定をされておられます過程の中において、いかなる事柄が疑義として発生をいたしておるのか、この点について大臣から御答弁をお願いしたい。これが第一点であります。

それから他の一点は、ただいま銀行の支払い準備金を日銀に預託するこの支払い準備制度について、第一次的に公債あるいは有価証券は考へられないというところでございました。ところがあなたが語るに落ちられたところ、第一次的には、できるだけ現金によつて流通通貨の調節を行なつていくという任務をここにゆだねたいというおられる。ところが第二次的には、あなたがおっしゃつた通り、財政と金融との一体の立場において、公債を發行するといふ政策決定が行われ、この公債の消化をいかにするかという問題が発生したときに、初めていろいろと個々との間に操作をしていくのだということを言っておられました。そうすれば当然考へられることは、日銀に預託されております現金を、現金にかかわるところの有価証券、公債ならばいいというところが自然発生的にここから生れてくる。先般私があなたにお伺いしたときには、第一次的だとか第二次的だとかいふような言葉ではなくして、支払い準備制度は現金に限る。有価証券、公債、こんなことは全然考へておりませんという御答弁がありました。ところが、今日の石野君に対する御答弁によりまして、第一次的には現金だと考へ

られる。そうすると、第二次的には有価証券、しかもただいまのさらに踏み込んだの質問に対して、公債發行の政策が決定され、そうしてその消化の問題が論ぜられるときにどういふふうになつていくか、それは今後の問題だ、こゝろいふに言っておられる。そうしますと、準備率によつて、發行された公債が消化されるという窓口がこゝろでできるわけです。そうすると、公債發行を通じての財政インフレというよりな、いろいろな問題も生じてくるわけでありまして、

以上二点について明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○一萬田国務大臣 第一の政策委員会についての考へ方の点ですが、これは先ほどちよつと申しましたが、日本には中央銀行は一つなんです。その意思決定が、幾つかの重役会があることは必要としないだろう。これは私自身の率直な見方でありまして、ドッジが来ましたときに、実をいうと私は反対したのです。中央銀行が幾つもあるれば、その上に一つのボード、アメリカ式のボードを作ることはいいが、中央銀行一つでこの上にあるというよりな国は一つもない。これは私の私見ですが、それで押し切るわけではありません。率直に申し上げます、昔の英蘭銀行等が——日本が貿易に依存する国柄、いろいろの点において似通つておる、そして英蘭銀行が非常にうまくいっておる、こゝろいふ点から、むしろ英蘭銀行式の重役構成にされていいのじゃないか、それには日本式のものが増味されれば、こゝろの意見は当然あり得ると思ひます。これは私は強く主張したいけれども、こゝろ

で、今の石野君の質問に対して、日銀政策委員会がいかにあるべきかということ、この調査会において検討をお願いするのだということでありまして、現在日銀政策委員会によって意思決定をされておられます過程の中において、いかなる事柄が疑義として発生をいたしておるのか、この点について大臣から御答弁をお願いしたい。これが第一点であります。

それから他の一点は、ただいま銀行の支払い準備金を日銀に預託するこの支払い準備制度について、第一次的に公債あるいは有価証券は考へられないというところでございました。ところがあなたが語るに落ちられたところ、第一次的には、できるだけ現金によつて流通通貨の調節を行なつていくという任務をここにゆだねたいというおられる。ところが第二次的には、あなたがおっしゃつた通り、財政と金融との一体の立場において、公債を發行するといふ政策決定が行われ、この公債の消化をいかにするかという問題が発生したときに、初めていろいろと個々との間に操作をしていくのだということを言っておられました。そうすれば当然考へられることは、日銀に預託されております現金を、現金にかかわるところの有価証券、公債ならばいいというところが自然発生的にここから生れてくる。先般私があなたにお伺いしたときには、第一次的だとか第二次的だとかいふような言葉ではなくして、支払い準備制度は現金に限る。有価証券、公債、こんなことは全然考へておりませんという御答弁がありました。ところが、今日の石野君に対する御答弁によりまして、第一次的には現金だと考へ

それからもう一つは、こういうこともお考え願いたいのです。私は今政策委員会を廃止するというのではありません。しかし政策委員会について考えなければならぬ点がありはせぬかという御質問に答えるのですが、それはこのうりです。日本銀行には重役会がある、総裁、副総裁、理事がおそらく全部で十幾人おる、これは朝から晩まで中央銀行の業務をやっておるのです。ところがこの連中は、日本銀行の政策決定には何もあずからない、そうして別の一週間に二回、金曜日と火曜日に来られる方が中央銀行の政策を決定している。これは、形はいかにも何ですけれども、やはり私はよほど考えるべき点がある。これは、ほんとうに力を持って、ほんとうに仕事に携わっておる者を政策決定に参加させるが、同時にそれでは一方に偏するから、たとえば民間の産業人とか、あるいはそのほかの方々に行つてもらつて、ともに決定するという考え方は、私はいいんじゃないかという見解を持っています。しかし私は今大蔵大臣だから、そういうことを言うと、またえらい影響力があると思われ、影響力を持たれてもいいのですよ。私の一つの私見でいいんです。私に言わせれば、それはやはりほんとうにこの委員会に検討を加えてほしいのです。何も政策委員会をやめるとかなんとか、けちくさいことは考えていませんよ。中央銀行の意思決定機関がどうすればいいものができるかというところを、ただいねがっておる、それだけ申し上げておきます。

それから準備率につきまして、一次的という言葉がありました。これは私の言葉が悪かったので、一次的という

ことは、私の考えでは、本質的という意味だったので、一次的という意味だったので。そういう公債というふうなものをそれに関連させるのは、私の考えでは邪道だという意味であつた。従つて率直に言えば、私としては、支払い準備制度をやる場合に、それで公債を持つというところは考えておられません。それだけを申し上げておきます。

○春日委員 ただいまの御答弁によりまして、日本には中央銀行が一つだけあり、日本銀行には重役会があり、屋上屋を重ねた政策委員会があるということについてあなた個人に疑義がある、こういうことなすね。ところがわれわれの理解するところは、日本銀行というのは政府が出資したしておりますけれども、民間側もこれに参画いたしておるわけなんです。中央銀行としての任務と、やはり商業——と云うと言い過ぎかもしれませんが、経済ベースの上になつておられます。国策的の立場と同時に、経済的な立場と両方の性格を持つておると私は思っています。それで、日銀政策委員会は主として中央銀行としての、すなわち金融政策上の判断、意思決定を行つ、こういう意味で、これが各界各層の代表者によって構成されておる、こういうところに特殊の意義を持つておると考えております。従つて、この運営によつて本日まで大体その機能は円満に果してきて、しかも完璧が期せられておるとわれわれは理解しておつたわけです。ところが英蘭銀行の例を引かれて、他のそういう中央銀行が複数であるところの制度と、それから日本のような一つである場合の制度について検討せな

ればならないというお説でありますけれども、われわれは、日本銀行がただ一つの金融政策だけで、国策だけで、そして百パーセント国家出資でできている銀行ならば、あるいはそういう説が成り立ち得るかもしれないけれども、結局現実には二つの任務、性格を持つておる場合において、日銀の重役会の意思決定と、さらにまた国策的な面についての政策委員会の意思決定とがそこに二つ行われて、さらにそれが調整されて運営されておるといふ現行制度には、別に支障があつたというところを今までわれわれ聞いておりました。そこでお伺いしたいのは、あなたも長年総裁として、現実に日銀の事務を把握しておられると思ひますが、支障となるような面があつたならば、この際それを具体的に御明示を願ひたい、これでありませう。

○一萬田国務大臣 ちよつとお考えを補足いたしますが、お聞きしたいことがあるのですが、政策委員会はかりにどうなるにしても、民間の意見をいれぬというのじゃないです。民間からも今度入れ、やはり政策委員会——極端に言えば、今の政策委員会をそのまゝ置いてよろしい。ただ政策委員会といふものを全然分離しまして、全然日本銀行の本来のプロパーとは分離した存在として、日本銀行のプロパーの方の意見はもう何もいかに、お前はただ執行、仕事をすればいいのである。ところが金融といふものは、自分で實際朝晩仕事を詰める、金の動きといふものをよく知らんでいられる人でないと、やはり政策は立ちにくいのです。それはもう理屈は抜きにして、ビジネスといふものは大体にそういうものです。やはり自分が仕事をせぬでおつて、なかなかあつてはいい、こうすればいいという政策は立てにくい。そこで私は、今のが必ずしも悪いと言つておいてはありませぬ。だから残しておいてもいいと考へる。しかしよりよい制度がないかというところを、この際金融制度全般を考へるときに考へることがなせ悪いか、なぜこたわるか。結論として今の政策委員会の制度がいいとすれば、そのままにすればいいじゃありませんか。何かそれにこたわつて、それよりよい制度があるかもしれないのには相ならぬ、こう言つてはおかしいと思つて。

○春日委員 一つの例として申し上げるのだが、たとえば現行の天皇制です。天皇制について考へ直すといふことは、天皇自体に疑義を差しはさんでおる者の言う言葉、こういう考へ方であらうと思つておる。日銀の政策委員会というものの対する疑義を、所管大臣である大蔵大臣からさらにより大きなものがないか、こういう考へ方をお持ちになることは、これは問題が重大ななにお足らざるものがあるから、従つてなおプラス・アルファのアルファを考へてみよ、こういうことであらうと思つておる。それを、私ははつきりと言われたらいいと思つておる。日銀政策委員会が足らなければ、こういう点で欠点だから、この点を中心として検討すべきであるというので、国民に問題の在るを指摘された問題にされたらいいと思つて。あなたのように、日銀政策委員会の制度も是認するかのこととく、なにかこれを足らざるものごとく、あまいこととした表現は、関

係者に対して疑惑を植へつけるだけであつて、何のプラスにもならないと思つて、欠点があるなら、こういう点で欠点であつた、私どもの理解で言えば、日銀の重役会なり政策委員会があるが、それは、一つはやはりコーマーシャル・ベースにおける日銀の企業上の意思決定、それから各界各層から出てきたところの日銀政策委員会の構成、これはやはり中央銀行としての超経済ベースにおける政策を中心とするところの意思決定、こういう具合にいつていふと今でも私どもは理解しているわけなんです。そして日本の金融行政は秩序を保つて前進してきたと思つておる。ただ私が今閣連質問で特に大臣にお伺いしたい点は、とにかく七九年間にわたる実績を通じて、ほんとうに欠点があるならその欠点をお示し下さい、こういうことなんです。そしてその制度に就いて問題を検討するならば、関係者に問題の在るを明確にされることが、所管大臣として、かつは日銀の長いエクスペリエンターとしてのあなたの責任ではあるまいか、こういうことなんです。一つ明確に答へ願ひたい。

○一萬田国務大臣 春日さんのおつしやることはごもつともです。ごもつともですが、しかし私は、少し御無理をおつしやつておると思つて、日本銀行法を今度改正するといふ場合に、その一番大事な日本銀行の意思決定する機関がどうあるかということが一応検討の対象になるかということ、これは常識でしよ。日本銀行法をいやくも改正をしよといふのでしたら、その場合に、日本銀行の意思決定機関がどうあるべきかということ考

係者に対して疑惑を植へつけるだけであつて、何のプラスにもならないと思つて、欠点があるなら、こういう点で欠点であつた、私どもの理解で言えば、日銀の重役会なり政策委員会があるが、それは、一つはやはりコーマーシャル・ベースにおける日銀の企業上の意思決定、それから各界各層から出てきたところの日銀政策委員会の構成、これはやはり中央銀行としての超経済ベースにおける政策を中心とするところの意思決定、こういう具合にいつていふと今でも私どもは理解しているわけなんです。そして日本の金融行政は秩序を保つて前進してきたと思つておる。ただ私が今閣連質問で特に大臣にお伺いしたい点は、とにかく七九年間にわたる実績を通じて、ほんとうに欠点があるならその欠点をお示し下さい、こういうことなんです。そしてその制度に就いて問題を検討するならば、関係者に問題の在るを明確にされることが、所管大臣として、かつは日銀の長いエクスペリエンターとしてのあなたの責任ではあるまいか、こういうことなんです。一つ明確に答へ願ひたい。

えて悪いことはないので、現在のものがどうあるとかこうあるとか、そういうことまでおつしやらなくても、一ぺん考えてみることは当然ですよ。だから、私は何も……。

○春日委員 日本銀行法を改正するということは、決定しているのですか。

○一萬田國務大臣 いや、これは金融制度調査会に――それは先ほど言ったように、これは戦時立法ですから、金融制度調査会ができて日本の金融制度をどうするかという問題になれば、日本銀行法に手をつけることは、これももうどうしてもそうお願いをしなくちゃならぬのです。

○春日委員 それでは、現在の日本の金融行政が円滑に運行されるためには、現在の日本銀行法を改正しなければならぬのですか。

○一萬田國務大臣 それはそうですよ。日本銀行法をお読み下さるとおわかりになるように、あの日本銀行法は、大蔵大臣の命令通りで、日本銀行は何でも金を貸さねばならぬようになつておる。国家目的のために、日本銀行は大蔵大臣の命令によって融資をしなければならぬという戦時立法がそのまま残つておる。そういうことは客観的情勢が許さぬですから、大蔵大臣もそういう条文は考へておらぬし、日本銀行としても、事実上の問題ですといわゆる死文になる。ところがそれは重大な条文ですよ。こういうものに手をつけぬという手はないと私は思う。

○春日委員 私は、日本銀行法をここに持つておられませんし、あなたと比べればとても問題にならないくらい経験も知識もございません。けれども、われわれが今まで理解をしております

る範囲内では、現在の日本銀行法の制度は、大體政治的中立性というものが守られておる。それはすなわちクッションとして、ここに日銀政策委員会があつて、そしてこれは大臣の任命によるといえども、やはりこれが自主的な意思決定を行なつて、それによつて運営をされておる、こういう場合に理解をしておるわけなんです。そこで政治的中立性をなくする心配が一番あるのは、この日銀政策委員会の権能を剝奪することにある。こういう場合に考へておるのですが、問題は逆なんですか。

○一萬田國務大臣 中央銀行が当然あるべき、ごく端的に言えば中立性、これをなるべく保つように努めよう、それには一体どういふ制度がいいか。これは社会も動いておられますし、それからいろいろな客観的条件も違つてくると、そうすると、常に検討を加へて、よりよいものを作るにはどうすればよいか。特に基本法を改正するような場合には、そういうことをやはり考へてみる、何も現状々々というふうに考へないならば、研究の結果現状がいいというならば、現状をとつていけばいい。何も、たとえば政策委員会を廃止するということを前提にしておるのじゃないということ、私は明確にしておきます。

○石野委員 ただいまの春日氏の質問に対して、なかなか要領よく逃げておられます。結局は大蔵大臣としては、日銀の政策委員会というのには上層を架するから、これはやめた方がいい、こういうふうに私たちが理解しているわけですが、ただ蔵相は、何も廃止しよらぬというのじゃないと言ひ。しかし

廃止しようというのじゃないと言ひけれども、片方には重役会があつて、その上政策委員会があるのは上層を架しているじゃないか、これは要らぬじゃないかというのが大蔵大臣の意見です。だから結局廃止しよう、こういうふうに考へておるといふふうに了解しているのじゃないですか。

○一萬田國務大臣 それはまた、なぜそういうふうにするおにしておりなさらないかと思ひますよ。そんな無理を言ふことは何もありません。そういう点もあるから検討を加へることがいいんじゃないか、それが決定的な要因とは、だれも言ひんじやありませんよ。政策委員会という名を残しておいてもいいし、今のような形でもいいが、さらにそのメンバーをどうするかという点も考慮になるかもしれません。そういうふうにするおに、よりよくするにはどうしたらよいか、こういうふうにお考へ願ひたい。

○石野委員 なるべくすなおに聞いておるつもりですが、しかし政策委員会がなくなつたつて、その人はどこかに残つておればいいじゃないかということとを言つてみても、そんなことはだれも理解できない。重役会の中に入つて重役と一緒にやれと言つても、ちよつとできないから、そういうことはわれわれは考へられないというわけですよ。それは、あとであなたが調査会にかけるとのだから、あなたの意向がそつたというふうには理解しておればいわけです。

私は、この機会に一つ大蔵大臣にお聞きしておきたい。旧台湾銀行の在外資金を基礎にして、東南アジア対象の貿易投資会社を作るといふ計画があ

る、こういうことを聞いておりますが、そういう構想があるのかどうか。特にこれと関連して、海外投資機関を作るといふことについて、最近ダレスさんのおいでになつた。その問題等を大蔵大臣がダレス氏との間で話し合ひをするというふうなことを、事前に新聞などで散見しております。今度ダレス氏が参りましたときに、大蔵大臣はそういう問題について話し合ひをしたのであるかどうか、海外投資機関について、アメリカの資本がそれに参加するといふような問題などもお話しになられたかどうかということ、一つお聞かせ願ひたい。

○一萬田國務大臣 一つは台湾銀行の在外財産、これは具体的にまだ何も聞いておりません。それから東南アジアについての開発会社といふこと、この構想については、私多年の自分の考へでありまして、ここ数年來そういうことばかり考へておりました。最近まではそういうことがなかなか実現が困難で、もつぱら世界銀行等の融資を東南アジアにできるだけ多く配分してもらつたということに努力をして、若干ずつ成功を見ているのでありますが、しかしなかなか思うようにはいきません。そこで今日の国際情勢から見て、東南アジアのこの貧乏な、しかも民族意識の強い、こういうふうな地域の生活を向上させ、あるいは経済を發展させて安定させるということが、アジアの平和を確保する上に最もいいという見地に立ちまして、何らかここに一つ、そういうような国際的な意味を持つた国際的十分考慮に入れて――私は、できれば国

連といふような機関を通じての開発計画が最もいいんじゃないかという考へで実はあつたのですが、日本は国連にも入つておりませんので、実はそこまでできなかったものであります。それで、今は主としてアジアに關係のあるアメリカ、それからコロンボ会議、こういうものは、それぞれのお立場が、あつて勝手なことは言へませんが、こういうふうな日本を初めアジアの国々と一緒にあつて、そしてここで一番困つておるのは、貧乏しておるから、アジアの経済をよくしなければならぬが、よくするには、資源があるから、これを開発しなければならぬ、あるいは農業も開発しなければならぬ、ところがそれは資金がないというのが一番悩みの点でありますから、その資金を、そういう国際的な力で注入をして、その力をなるべくその方面に動員して、こういふ構想は、ダレス氏にも、あるいはアメリカから来られる人、あるいはまたアメリカだけじゃありません、東南アジア諸国の代表者にも――先般トルコに行つた場合も、東南アジアの大蔵大臣の方々と話合つて、私はそういうふうにして、さつぱらんな話ですが、あらゆる機会にあらゆる關係者に接触しまして、そういう構想の実現を今努力しておるわけでありま

す。

○石野委員 MSA第四百二条による余剰農産物受け入れ問題について、在日米大使館から非公式な打診が政府にあつたといふことを聞いておる。政府は、それについて非常に慎重な態度をとつておられるというふうに聞いてお

る。

る。

ります。政府はその問題について、どういふふうな検討をなさつておるか。特に現在パキスタン向けの米綿委託加工が同国への通常縮製品輸出の障害となつておるといふふうにわれわれは見えておるのですが、今度のアメリカの非公式のそらうMSA第四百二条の問題に關連する余剩農産物を受け入れる、これに應ずるといふことになる、わが国の輸出が全般的にそらうよりな点で侵害されるというふうなことに成りませぬかという危惧を持ちますけれども、大蔵大臣はその点はどういふふうに考えますか。

○一萬田國務大臣 この余剩農産物のことにつきましても、今政府でも慎重に考慮を加えておられます。これには、やはり非常にいろいろな問題がありましますから、慎重な考慮が必要である、かように考えておられます。

○石野委員 それは慎重に考慮しているといふこと、それからどういふふうな点を検討しておるのかといふことを聞いておるのだし、特に今のそらう問題と關連して、アメリカの米綿加工という問題が出てくるわけで、米綿委託加工というものがわが国の輸出をかえつて侵害するやうな結果になりはせぬかといふことをわれわれは心配する、それと四百二条の問題に關連するいろいろな問題点がある、そらういふ問題をどういふふうに考えるかといふことと

○一萬田國務大臣 御説の通りでありまして、この余剩農産物の受け入れ、このことはやり方いかんによつては、たとへば貿易にも關連します。貿易に關連すれば、國際收支にも關係をしてくる、その他どういふ品目であること

か、いろいろな問題があります。従いまして、今申し上げたやうないろいろな点から検討を加えておるわけですが、いろいろが聞きたいのだ、と呼ぶ者な分は今申し上げたのであります。これからまたいろいろと派生が出てきます。

○石野委員 いろいろな点があるから、そのいろいろな点のうちで、私は具体的に一つ出しているわけなんです。この余剩農産物の受け入れの問題に關連して、いわゆるアメリカの棉花を委託加工しなければならぬやうな条件が出てくるわけなんです。そらういふことでわれわれがやる場合に、やはりわれわれの輸出がその面から非常に侵害を受けるんじゃないかといふことを私は聞いておるわけなんです、だからいろいろの問題でござまさないで、私の聞いておる問題に、ずばりそのもので答えてほしい。

○一萬田國務大臣 お答えします。委託加工とおっしゃいますと、これは、委託加工といふのは、余剩農産物と關係なくしておる部分もありますが、やはり余剩農産物といふものを東南アジア諸国で受け入れた場合に、これを製品にする工場がない、日本に一つ加工してもらつていこう、日本は加工賃だけをもらうとか、こらういふやうなこともあるかもしれませぬ。あるかもしれませぬが、やはりそれは量にもよります。しかしそらういふ点は考えなくちゃならない。問題はそれだけにどまらずに、いろいろとまた大きな問題があるから、まだ結論が出ない、こらういふことなんです。

○石野委員 先ほど海外投資機關の問題で、アジアにおける未開発地の開發のために、特に金融面で、資金の問題で困難をしておるから、日本は資金の面で、資金の問題について、アメリカやあるいはコロンボ會議に關係するいろいろな諸国と協力して、そらういふものを一つめんどろを見てやりたい、こらういふ話だつた。めんどろを見てやりたいといふことは非常にけつこりなことで、けつこりなことでありますけれども、しかしわが国の財政自体が、非常にめんどろを見てもらわなければならぬやうな状態にあると私は思ふ。そらういふときに、われわれの輸出が、かえつてこらういふMSA第四百二条の問題に關連して障害が出てくるということが心配だから、私は言うわけなんです。ことにあなたは、今加工賃をもらうとか言うけれども、加工賃をもらう以上、日本の輸出されるべき製品がそのためにストップされたり、あるいは受け入れられなかつたりすればかえつて損になる、そらういふ問題を私は聞いておるのです。特にパキスタンなんかでは、昨年からは糸糸が非常に過剰ぎみになっておると思ふのです。設備拡充なども非常に手控えられるやうな状態になっておるといふふうなわけなんです。わが国の繊維機械の輸出といふやうなものも、そらういふ意味から頭打ちをしておるといふやうな状態になっておるし、特にインドでも、西歐各国から非常に鉄鋼価格が引き下げられてきて競争が強化されてきております。最近では、レールの國際入札なんかで、日本の業者は全くみじめな負け方をしておるといふのが実情であります。ことに最近では、インドだつてセイロンだつて、イ

ンディアンネーションあるいはセイロニーションといふやうな、こらういふ形の政策が非常に強くなつておると思ふ。私はこの機会に、東南アジア政策といふことについて、これらの後進國諸国が非常にそらういふやうな態勢を強めてきておるといふこと、ことにソ連や中国がその中に割り込んでおるといふこと、こらういふ中で、貿易についての問題、あるいはまた援助についての問題等も、政府の施策といふものは非常に大事になつてくると私は思つております。先ほどの海外投資の問題もそらうでありますし、また今の日本の財政とか、あるいは経済の政策が非常にアメリカ依存の形が私は強いと思ふのです。こらういふやうな状態の中で、私たちが少しも、そらういふアメリカ依存の形をとりつづも、やはり國家財政の中から少しもそらういふやうなものへどんどん金を出そうといふやうな形で東南アジア政策を進めていっているのでは、まずいのではないかと。やはりこの際に、経済外交といふやうな問題は、むしろソ連や中国がやつておるやうに、政治的な面からも積極的に發展させていくやうな態勢が必要ではないかといふやうなことを、私は東南アジア政策の問題で大蔵大臣の見解を聞いておきたいと思ふので

す。これは、もちろん外務大臣やあるいは通商大臣の問題点にも触れると思ひますけれども、この機会に一つ大蔵大臣から見解を聞いておきたい。

○一萬田國務大臣 余剩農産物に關係する点についての御意見、お考えは、私どもやはりそらういふ意見がなかなかあるのです。そらういふ点を十分考

えていかなければならぬ。従いまして、御意見の点は、十分私どもがこの問題を決定する場合に参考にしたしたいと考えておるわけでありませぬ。

それから東南アジアの開發といひますか、東南アジアに対するわが国の投資、これは今お話しのように、財政からいふことは、なかなかこれは困難です。財政から金を出すといふのはなかなかむずかしいわけなんです。少くともまず賠償問題を解決しなければならぬ、これが當然財政からです。この賠償を解決するだけの財政負担も、これは容易ではありません。その上に次々と財政からいくといふことも、なかなか困難であります。ですから今後におきましては、一方において國際的な資金を動員するとともに、民間的にも東南アジアの開發には協力してもらつて、こらういふやうな形にいかなくちゃならぬだらうと思つておられます。むしろそれだからといふ、政府がなすべきことをなさぬわけではない。たとへば三十一年度の予算でもおわりのやうに、輸出入銀行等の資力は増大をして、そらういふやうな形をとりまします。財政といふのは、要するにビジネスなライオンにおいて可能な財政資金と、民間資本を動員していきたい、かように考えておられます。

それからも一つつけ加えておきますが、当面外貨が要らぬから輸入をしておく、將來に外貨支払いを延ばすといひますか、こらういふやうな考え方は、やはり私は注意しなくちゃいかぬ。たとへば今円で輸入ができるから円で輸入する、しかし將來これをドルで返さなくちゃならぬといふの

は、やはり国の負担からいえば、今日
のやすきで将来に禍根を残すおそれ
ないとも限らない、これは、今後の国
際収支というものも十分見なければな
らぬ。従いまして、そういう点を安易
に考えてやっていると、こういうことだけ
を申し添えておきます。

○松原委員長 次に、印刷事業に關す
る件について春日委員より発言を求め
られております。これを許します。春
日君。

○春日委員 大臣にこの際お伺いをい
たします。あなたの所管にあります
印刷局において、今回大疑獄事件が発
覚をいたしました。国民は驚愕し、は
なはだ憤激をいたしておるのでありま
す。当然大臣は、責任を痛感された立
場におきまして、本件事犯の内容につ
いて十分に真相を御調査に相なつ
ておると思っておりますが、この
際、管財並に印刷局に關連をいたし
ます。これらの大疑獄事件の真相は一
体いかようなものであるか、本委員
会を通して、一つ国民の前にこの真
相を明らかにいたされたいと思いま
す。

○一萬田國務大臣 印刷局の事件とし
て新聞等に報ぜられておりますが、た
だいま捜査当局で取調べ中でありま
すので、実は私もその取調べの詳細につ
いては、なお報告を受けておる段階に
なっておりません。問題については、
今ここに調べたものがありますから、
問題の点を私申し上げます。私が報告
を受けておりましたところでは、次のよ
うであるのであります。

一つには、当初印刷局の外郭団体で
あります朝陽会に對しまして、印刷局

の不用物資の払い下げを受けましたの
際しまして、談合行為をなし、不正を働
いているとの疑いをもつて関係者が取
調べを受けたのであります。これは
調査の結果、関係者はいずれも起訴猶
予となつております。

次に、朝陽会関係とは別に、滝野川
工場の不用物資の払い下げ及び印刷局
関係の工事施行に關係をいたしまし
て、贈賄が行われたとの疑いで取調
べられた者は、印刷局関係者九名、業
者七名となつております。印刷局関係
者九名中、すでに起訴された者が二
名、処分保留釈放中の者が二名、目下
勾留取調べ中の者が五名であります。

三、なお関東財務局職員で、国有財
政の払い下げにつきまして不正があつ
たとの疑いで取調べ中の者が一名お
ります。

これが私が報告を受けております
の全部であります。

○春日委員 大臣の御答弁は、私はま
ことにおさるべきものがあると思つ
た。ただいまの御答弁によりまして、
ただいまの御答弁によりまして、
国民の前に、所管大臣として責任を感ず
る言葉が一言も述べられなかつたので
あります。私は、少くとも新聞が報道
いたしておりました通り、まるで国有
財産をわがもの顔にして、調べていけ
ば、まるで泥沼のように果ても知らぬ
と伝えられております。ただいま御答
弁になりまして経緯と新聞の報道する
ところには、若干の食い違いはありま
するけれども、いずれにしても調査の
結果、ここに報道しておるところによ
りますと、印刷局の職員十名、外郭団
体である朝陽会二名、関係業者九名、
合計二十一名、少くともあなたの部下
がこんなにも多数国有財産を購着した

り、あるいは自分の職権を乱用してこ
の腐臭にまみれておつた、こういうよ
うな事件に對して、私が本委員会を通
じて国民の名において質問をいたした
のに對して、あなたは済まなかつた
か、責任を感じておるとか何とかい
う言葉が一つも述べられておりませ
ん。私のここに書いてあるところによ
れば、その内容は次のごとくである
と言つて、てんとして恥じるところが
ない、一体こんなことでよろしいのか、
あなたはこの問題について何ら責任を
お感じになっておりませんか、私が当
然こういうような質問をするからに
は、所管大臣として、国民の前に、そ
の監督の至らなかつたこと、それから
大蔵省官吏全体として、こういうよう
なでたらめな、腐臭にまみれたこと
について、私は誠心こめての陳謝の意思
表示があるものと思つておつたが、何
らそのことについて一言も触れてお
らない。あなたはその点について、何も
責任をお感じになっておらないのか、
この点をまずもつて伺いたい。

○一萬田國務大臣 とにかく自分の部
下が検査当局の疑いをかけられるとい
うこと自体について、私もはなはだ相
済まなく思つております。しかし、今
なお事はお取り調べを受けておる途中
であるのであります。疑いがあるから
ということでありまして、私衷心遣
憾には存じます。また事件の過程
はそういうところであるのでありま
す。

○春日委員 驚くべき御答弁です。今
の御答弁をお聞きしまして、さらに憤
激を深めました。と申しますのは、私
がここで論ずるのは、裁判所、すなわ
ち刑事事件をせんまくするところの法
廷でも何でもなし、われわれは政治道
徳として、政治問題として論じてお
るのです。あなたの御答弁によりま
す。これはまだ取り調べ中だから、い
とも悪いともわからないので、ただ
事務的に事柄を報告して、事態の推移
をながめておるといふ御答弁でありま
す。あなたは所管大臣といたしまし
て、当然事件の真相というものを把握
されないはずはない。そこで私はお伺
いをいたしますが、私は、まだ事件
がなお当局の手によつて調査中であ
りますので、なお新聞の報道するところ
も、あるいはどの程度核心をうがつて
おるかということについても確信を得
ておられません。そこで、私はあなたに
お伺いをいたしますが、その某局長
なるものが、かつて前任地でありまし
たところの関東財務局長の立場を利用
して、山階宮でありましたか、その国
有財産として物納いたしました不動産
物件を、不当にその払い下げを行な
つた。しかもそれは、国有財産を規定
いたしております法律に基けば、少く
ともその職員は、そういう国有財産払
い下げの対象となつてはならぬ、こ
ういふような法律に違反をして、そう
いふような事柄が行われておつた。そ
ういふような法律が全然無視されて、退
任後わずか二カ月か、不当にめ
ちゃめちな価格でこれが払い下げを
さしておるといふような事柄は、これ
は当然あなたがその事件の真相を今お
知りにならないはずはないと思つた。国
有財産の問題については、みんなこれ
は国民の血税であつて、とにかくこの
財産、こういうようなものが、倉庫番が

どろぼうをしたというやうな形になつ
てみれば、国に對する国民の信望はど
うなるか。これは、とにかくあなたが
責任を感ずる立場において、この問題
を峻烈に処理されるということによつ
て、こういうやうな問題に對する所管
大臣の国民に對する態度というものは
あらねばならぬと思つた。私の質問に
對して、こういうやうな問題に何ら触
れられないのみならず、問題を一切裁
判所にゆだねて、裁判所の決定がなけ
れば政治的責任がないかのごとき御答
弁であるが、さうでありますか。一体
私がお尋ねいたしたいことは、裁判所
は裁判所として独自の立場で、これは
それぞれ法律に基いての執行がなされ
るでありましようが、あなたは所管大
臣といたしまして、しかもこういうよ
うな、法律に觸れざるといえども、あ
るいは起訴猶予になるといへども、す
なわちその衝に當る者の態度として、
こういうやうな事柄ができたときに、
一体国民の前にどういふ態度をもつて
この問題の処理をされようとするので
あるか。すなわち大臣として、いかな
る態度をもつてその責任を果さんとさ
れるのであるか、この点、一つあなた
の所信のほどを明らかにいたされたい
と思つておられます。

○一萬田國務大臣 先ほどから申し上げ
ましたように、自分の部下が不正があ
つたというやうなことで疑いを受け
たということについても、私ははなは
だ相済まなく思つております。この
ことは申し上げておるわけでありま
す。

○春日委員 私は、この際管財局長に
お伺いをいたします。少くとも大蔵省

の局長がこういふような事犯の当事者にならぬ、犯罪嫌疑の当事者にならぬという事については、私はまことに重大な政治問題であろうと思つてあります。従いまして私どもは、この新聞によつて報道されておる通りのものであるのか、あるいはまた違つた内容のものであるか、この事務的のありのままを、調査されておきますところを御報告願ひたいと思ひます。

○正示政府委員 お答え申し上げます。ただいま大蔵大臣からもお答え申し上げましたように、私どもの部内からかような不祥事件の疑いをかけられました者を出しましたことを、まことに遺憾に存じております。つきましては、この事案の關係することについて、ただいませつかく調査をいたしておるのでありますが、まだ実は一部書類が捜査当局の方に渡つておるといふ事なこともございまして、完全に調査を終つておりません。ただ、ただいま御質問の点につきましては、一応この新聞の報道と多少の違いがございませう。かつて関東財務局におきまして宿舎として使用しておりました建物、これを印刷局に転任後払い下げを受けておるといふ事実はございませう、その価格その手続等につきましては、せつかく調査をいたしております。新聞には物納財産とございませうが、この点は、私どもの調査では物納財産ではございませう、関東財務局におきまして宿舎として買ひ上げました物件につきましては、印刷局に転任後払い下げを受けておるといふ事実は、一応その通りでございますが、ただいま申し上げましたように、その手続その価格等に

つきましては、目下せつかく調査中でございます。○春日委員 私は、この事件が新聞で頭を出しましてから、すでに二週間、三週間くらい経過いたしておると記憶をいたしてあります。あなた方がもしもほんとうに責任を感じられますならば、国民の血税で買つた国有財産、物納であろうと収買いたしましたものであろうと、これは国民共有の財産であることに何ら変りはございませぬ。そういう貴重な財産が不当な価格で払い下げをされたという事について容疑があるならば、この問題は、もうすでに二週間、三週間の期間内において、あなた方の独自の責任において、十分調査がなされておつてしかるべきだと私は考へます。しかるところ、今正示さんの御答弁によりますと、今調査中であつて、報告の段階ではないといふことではあります、一体それが責任のある態度でございませうか。警視庁にそつういふような問題をあなた方が刑事事犯としてゆだねられると同時に、政治的責任において、当然その所管局長として、または大臣として、この二週間の間において、そつういふ財産がいかなる価格で、すなわち時価幾らのもので、不当にいかなる価格で売却されたかといふぐらゐの調査が本日本委員会に報告でき得ないといふことは、ともに問題を隠蔽せんとする魂胆であるのか、それとも国民に対して責任をとられる態度であるのか、私は判断に困ります。当然その三週間の時間の中において、そつういふ財産が不当に安く払い下げられたものであるのか、すなわち国有財産管理に關する諸法令に

違反をして処分がされておるのであるかどうか、この点ぐらゐのことは御答弁なされなければ、責任ある態度とは言えないやありませんか。ほんとうにその調査ができていない、ことほどさうよゐあなた方の管理監督はずさんなものであるのか、あるいはともこの問題を隠蔽して、くさいものにふたをせんとする態度であるのか、どちらですか、私は重ねて御答弁を願ひます。○正示政府委員 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、ただいまこの評価がどういふことであつて、適切であるかどうかという点について、せつかく調査をいたしておるのでありますが、事実はすでに判明いたしておりますから、その事実をちよつと申し上げます。先ほど申し上げましたように、東京財務局におきまして買取をいたしました当時の価格は、土地は二十五万五千五百円、建物が二十六万四千六百円といふことになつております。これに對しまして、先般財務局におきましての払い下げをいたしました価格でございませうが、これは土地が二百三十三万円、建物が十萬八千三百六十円、工作物が二萬二千四百円、立木竹が一萬七千三百七十三円、合計二百四十七萬八千三百三十三円、こつういふ価格になつております。これをどういふ評価でいたしたかといふ点につきまして、先ほど申し上げましたように、関係書類が捜査当局の手に渡つておる事柄がございまして、ただいまその方に連絡をとりまして取調べをいたしておるのであります。なお御参考まででございますが、この土地の処分は、関

東財務局の職制上目黒出張所の所管になつておりました關係がございまして、ただいま申し上げたように、取調べの關係に意外に時日を要しておるのでありますが、これはさつそく取調べをいたしまして別に御報告申し上げたい、かように存じております。○春日委員 ただいま局長の御答弁によりますと、当時安い価格で買つたものを、それに何倍かする価格で払い下げられておる、こつういふようなことで、国はこれによつて何も損をしていないかのごとき印象を与えられますので、私はさらに問題を明らかにしておかなければならぬと思つております。新聞の報ずるところによりますと、問題の物件は、評価額が一坪当り三萬八千円、税務当局の不動産の評価台帳によりまして八千円をこえておる。それが、問題の目黒出張所の所長に命じて、わずか三千円の不当な価格、税務署がその公正な立場で評価しております額の何分の一といふような安い価格で評価されておるといふことろにその不当性がある、こつういふことで問題が起きておるのであります。いづれにいたしましても、書類がどこになつておらうとこつうなつておらうと、国有財産を管理する立場において、あなた方が職責に忠実であり、なおかつ問題を明確に処理せんと欲するならば、こんな物件はいかなる時価で、いかなる評価額で払い下げするか、公正な価格がどんなものかといふぐらゐのことが本委員会において御答弁でき得ないといふはずはございませぬ。少くともこれらの問題については、もつと事務的に、責任を感ずる立場に

おいて公正な発表を私はなされなければならぬと思つて。正示さんは非常に公正な方だとわれわれは今でも御信頼申し上げてきたが、今の御答弁は、はなはだ作爲的である。二十何万何千円で買つたものを二百何十萬円で売つたんだからといふような御答弁ですが、貨幣価値の單位の變つてきたインフレーション高進の過程において、この答弁だけ聞くと、国民は錯覚に陥る。二十何万何千円で買つたものを二百何十萬円で払い下げたのだから、国損はないのではないかとこつういふ誤解を生ずる、そつういふ誤解を生ずるような作爲的な御答弁をされることは遺憾千萬に存じます。いづれにいたしましても、この問題は重要な問題であり、しかも国民ははなはだ憤激をいたしておるのでございませうから、当然大蔵省當局は、事務的にもつと嚴肅な態度で事の真相をつまびらかにされまして、その資料を本委員会に提出されて、その資料に基いて、われわれはさらに質問を展開いたしたいと存じます。従いまして、本日はその資料がなおそつうおつておるので、私の質問を留保いたしましたので、次の機会に譲りたいと存じます。○正示政府委員 一言申し述べさせていただきますが、私は決して作爲をするために先ほどの数字を申し上げたものではございませぬ。私はただ事実を事実として申し上げたのでございませぬ。

なお春日委員の御要求のございました資料は、至急に作成いたしましたので、当委員会に提出をいたしたいと存じます。

○春日委員 それでは重ねてお伺いをいたしますが、要するにあなた方が買われたときの価格、これは事実が述べられました。払い下げられた価格、これも事実が述べられました。ならば、当然あなたは事実についてあらゆる調査が行き届いておると思うのだが、当該不動産物件は時価は何ほどのものか、並びに税務当局の評価額は何ほどのものであるか、これをあわせて述べていただかなければ、事実を完全に述べられたことには相なりません。この二つの問題をこの際御答弁を願っております。

○正承政府委員 ただいま重ねての御質問の点につきましては、調べ中でございますから、あとで資料として提出いたします、かように存じます。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明後二十二日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

昭和三十一年三月二十三日印刷

昭和三十一年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局